

代表者会議記録

令和5年5月10日（水）

杉並区議会

目 次

代表者会議について	3
会派の結成届について	4
当面の日程（案）について	4
臨時会の招集請求について	4
議席について	5
申し送り事項について	7
委員会の構成について	8
議会運営委員会委員について	8
協議又は調整を行うための諸会議等について	9
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について	9
各種審議会委員等候補者の推薦依頼について	10
新型コロナウイルス感染症各種対策の見直しについて	10
区議会だより特集号の発行について	11
その他	
(1) 議員控室について	12
(2) 政務活動費の支給について	12
(3) 会派事務員・議員秘書の届出等について	13
(4) 区議会ホームページの議員紹介について	13
(5) 出退表示器の点灯・消灯について	13
(6) クールビズの実施について	15

代表者会議記録

日 時	令和5年5月10日(水) 午前9時58分～午前10時34分
場 所	第3・4委員会室
出席代表者 (5名)	幹事長 吉田 あい 幹事長 山田 耕平 幹事長 ひわき 岳 幹事長 川原口 宏之 幹事長 安齊 あきら
欠席代表者	(なし)
代表者以外 の出席議員	(なし)
出席理事者	(なし)
事務局職員	事務局 局長 喜多川 和美 事務局次長 村野 貴弘 庶務係 係長 久保井 悦代 調査係 係長 武原 進悟 議会法務 担当係長 武士 清亮 議事係 係長 蓑輪 悦男 担当書記 出口 克己

(午前 9時58分 開会)

事務局長 これより代表者会議を開会する。

杉並区議会代表者会議運営要綱第4条の規定に基づき、私、区議会事務局長が座長として司会進行を務めさせていただくので、よろしくお願いします。

初めに、確認をさせていただくが、代表者会議での発言の際には挙手でお知らせをいただき、私から御指名をさせていただく。マイクを使って着座のまま御発言いただくので、よろしくお願いします。

まず、席次についてであるが、この席でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 この席次で決定する。

最初の会議であるので、初めに各会派の幹事長から御挨拶をいただきたい。では、自民党・無所属杉並区議団、吉田幹事長から順にお願いします。

吉田幹事長 自民党・無所属杉並区議団の吉田あいである。よろしくお願いします。

山田幹事長 日本共産党杉並区議団の山田耕平である。どうぞよろしくお願いします。

ひわき幹事長 立憲民主党杉並区議団のひわき岳である。よろしくお願いします。

川原口幹事長 杉並区議会公明党の川原口宏之である。よろしくお願いします。

安斉幹事長 無所属・都民ファーストの会の安斉である。よろしくお願いします。

事務局長 それでは、お配りしている日程に沿って順次進めていく。

《代表者会議について》

事務局長 まず、代表者会議について、改めて会議の位置づけと主な議題について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 杉並区議会会議規則第125条別表第2に基づき設置するものである。位置づけは、一般選挙後、議会運営委員会理事会の構成員が決定されるまでの間、議会の構成等に関し、協議または調整を行う場となっている。

構成員は、所属議員4人以上を有する会派、交渉会派を代表する者各1名となっている。

主な議題は、臨時会の日程、議席の調整、特別委員会を含む委員会構成の検討、常任委員会委員、議会運営委員会委員など議会人事の調整、その他協議事項等を予定している。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、説明のとおり会議を進めていく。

《会派の結成届について》

事務局長 次に、会派の結成届について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料1、会派別議員氏名一覧を御覧いただきたい。記載のとおり、会派は全部で17会派、4名以上の交渉会派は5会派となっている。

説明は以上である。

事務局長 会派別議員氏名一覧について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件は説明のとおりなので、御了承いただきたい。

《当面の日程（案）について》

事務局長 次に、当面の日程（案）について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料2、当面の会議日程（案）を御覧いただきたい。5月19日から第1回臨時会を予定しており、臨時会に向けて議席や委員会構成等について、本日から16日にかけて計3回の代表者会議を開催したいと考えている。

なお、今回、区側から補正予算の提出が見込まれており、5月22日の午前10時から総務財政委員会、午後1時から議運理事会、引き続き午後1時15分から議運を開催、午後1時30分から本会議を予定している。

また、臨時会終了後に、区長から第2回定例会の招集の申入れが予定されており、第2回定例会の会期は5月31日からの予定である。2定に向けて、5月22日に議運理事会を、5月23日に議会運営委員会を予定させていただきたく。

会議日程ではないが、5月20日土曜日に災対委員による水防訓練視察が桃井原っぱ公園で予定されている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この日程のとおり進めさせていただく。

《臨時会の招集請求について》

事務局長 次に、臨時会の招集請求について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料3、臨時会の招集請求書（案）を御覧いただきたい。先ほど説明したとおり、5月19日に臨時会を開会するため、自治法の規定に基づき、議員定数の4分の1、12名以上の議員から区長に招集請求を行う手続が必要となる。事前に交渉会派の幹事長に招集予定日、付議事件について御了承いただき、交渉会派で請求手続に必要な人数を案分した。請求議員の内訳は、自無4名、共産2名、立憲2名、公明2名、無都2名、計12名となっている。この後、午後1時に第1（最大）会派の幹事長である吉田議員から区長に提出いただく予定である。

付議事件は資料3に記載のとおり、議長・副議長選挙ほか4件、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦に関しては、この後、協議事項となっているが、予定で付議事件としている。他に区長から令和5年度一般会計補正予算（第2号）、監査委員（議選）の選任同意、令和4年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告、承認の3件の提出が予定されている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明につきまして、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この後、午後1時に第1会派の吉田幹事長と私のほうで区長へ招集請求書を提出したいと思う。

《議席について》

事務局長 次に、議席について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧いただきたい。申合せにより、議席は代表者会議で会派ごとの枠組みを協議し、非交渉会派については残りの席で協議の上、本会議で決定することとなっている。資料で示した議席案は会派ごとの枠組みを考慮し、事務局案として提示させていただいた。

なお、非交渉会派からは事前に、議席の調整の際は議員の期数を考慮するよう、また、複数の案を提示するよう意見が出されている。

案について説明すると、1枚目、案1は、会派ごとの枠組みを考慮し、非交渉会派の要望に一定配慮した案である。2枚目、案2は、会派ごとの枠組みを考慮し、これまでの会派の配置に倣った案である。以上の案を基に、代表者会議において交渉会派の枠組みを協議していただきたいと思う。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

吉田幹事長 2つ案を出していただいて、どちらも、うん、なるほどなと思って、ちょっと見させていただいた。案1のほうは、少数の皆さんに一定配慮したという案だと思う。案2のほうは、そうはいつでも、やっぱり会派を組んでいるメリット、1人会派で会派を組まないでいることのメリット、デメリット、そういったことを考えると案2も致し方ないのかなという気がする。うちの会派の中でも、議席についてはいろんな意見が出ている。私としては、ちょっと一度持ち帰って、会派のほうで少し意見を聞いてからお答えしたいなと思っているが、それでもよろしいか。また、皆さん、いかがか。

安斉幹事長 今まで私も4期やってたけれども、前例でやっていくという話なので、あえてここで何か変える必要があるのかなという部分もあって、私は案2を基本として、この配置がちょっとどうかなという他会派の方がいるのであれば、この配置を見直すことはあるのかなと思うが、案1については、そこまで考慮しなくていいのかなというふうに思っている。

山田幹事長 私たちの会派は、議席にはそれほどこだわりはないが、今回、非交渉会派の議員がかなりの人数に上ると。15名だと思う。そういう点では、非交渉会派の方々が寄せてきた意見というのをそれなりにまとめた上で持ってきたというふうに思うので、そういったことも含めて話し合ったほうがいいのかと思う。その点では、私たちも会派に一度持ち帰って検討したいというふうに思う。

ひわき幹事長 では、私も意見を言わせていただく。私も山田幹事長と同じようなニュアンスである。どちらの案がどうかというのは、私自身は、この席次についての意見は特段ないが、ただ、やはり一定、今回の改選によって本当に多くの新人の方も入ってこられたし、そして非交渉会派の方の人数が多くなったということがあるので、そうした方々の意見を議会としてどれほど取り入れるかということ自体を含めて会派のメンバーと議論をしていきたいと思うので、一度持ち帰らせていただくのがありがたいかなと思う。

川原口幹事長 私、個人的には特にこだわりはないが、一応会派の意見というか、感触はちゃんと聞いておきたいと思うので、やはり1回持ち帰らせていただければと思う。

安斉幹事長 基本的に持ち帰りということになると思うが、これ、ほかの組合せというのはいり得るというような——今、1と2の案があるが、この配置についても、1の案を基本とした部分で組替えをしていくのか、2の案を基本として組替えをしていくのかというのは、今後、そういうのは多少出てくるのか。それとも1か2どっちかでいくのかという、確認として、その辺はどうか。

事務局長 座長の立場であるが、今、各幹事長から御意見が様々あった。安斉幹事長から

発言のとおり、これまでの先例であるとか、議員からの要望であるとか、それを基に事務レベルで作成したものである。それぞれ持ち帰るというお話が多数であったので、持ち帰っていただき、そしてまた、事務レベルで私どもに御意見をお寄せいただき、案の3、案の4を作成するというのは、私どもは十分考慮しているところである。そのように御理解いただければと思う。

安斉幹事長 分かった。

事務局長 それでは、これからの進め方については、今、私が申し上げたように、本日は各会派にお持ち帰りいただき、また私どもで事務レベルでの調整もさせていただき、次回の代表者会議で再度協議をさせていただきたいと思う。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 では、そのようにさせていただく。

《申し送り事項について》

事務局長 次に、申し送り事項について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧いただきたい。前議長から次期新議長への申し送り事項について、6点ある。1点目、個人情報保護法改正に伴う対応について、2点目、政務活動費について、3点目、議員定数の見直しについて、4点目、会議記録について。裏面を御覧いただきたいと思う。5点目、ICTの活用及び推進について、6点目、議会基本条例の検証についてである。

なお、6点目の議会基本条例の検証については、前期の申し送り協議の際に出された具体的な内容であるが、第11条（区民意見の反映）については、請願、陳情の取扱いについて、既に願意が満たされた場合の審査結果が各会派によって解釈が異なっている点、また請願、陳情の審査に関して、陳情付託除外基準の議論、各委員会で審査されるようルール化の検討等を進めていただきたいといった内容である。また、第21条（質問・質疑及び討論）については、本会議場での質疑は、会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため、会派、1人当たりの年間持ち時間制限導入の検討をしていただきたいといった内容である。以上6点について、次期新議長への申し送り事項とするものである。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件については御了承いただきたい。

《委員会の構成について》

事務局長 次に、委員会の構成について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧いただきたい。改選前の委員会の一覧である。常任委員会については、委員会条例第2条に基づき5つの常任委員会を設置している。議会運営委員会も同様に、委員会条例第3条の2に基づき設置している。特別委員会は、第4条で「必要があるとき議会の議決で設ける。」とされており、今期の特別委員会をどうするか、委員会の構成について御意見などいただき、協議いただければと思う。

説明は以上である。

事務局長 それでは、前期の委員会構成や所管事項などを参考にしながら、今期の委員会構成等につきまして、御意見があれば伺いたいと思う。

山田幹事長 委員会の構成について、非交渉会派から何らかの意見などはあったのか。その点、確認したいと思う。

事務局次長 現段階では特別いただいてない。

安斉幹事長 常任委員会、特別委員会を含めて、この案でよろしいんじゃないか。

山田幹事長 私も安斉幹事長の意見に賛成である。というのも、あまり中身を変化させるような時間的余裕もないものかなと思うので、まず1年は前期と同様の形で運営して、課題等があれば、そのときに変更するということもありかなというふうに思う。

吉田幹事長 それでいいと思う。

事務局長 それでは、この案の内容で幹事長の合意が取れたものとし、各委員会の所属議員については、今後、代表者会議で協議を進めていく。

《議会運営委員会委員について》

事務局長 次に、議会運営委員会委員について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧いただきたい。議会運営委員会委員は、申合せにより、交渉会派により構成し、会派人数の案分を割当て人数としている。人数案分した各会派の選出委員数は資料7記載のとおりである。また、議運理事会の理事は、議運委員長と議運委員のうち、各会派から1名ずつ選出された委員で構成となっている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、議会運営委員会委員については、資料のとおり的人数構成とする。

《協議又は調整を行うための諸会議等について》

事務局長 次に、協議又は調整を行うための諸会議等について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料はないが、杉並区議会会議規則第125条に規定する協議または調整を行うための場として各種会議を設けており、人選が必要な会議について確認していくものである。

まず、政務活動費調査検討委員会について、構成員は議長、副議長及び所属議員4人以上を有する会派を代表する者各1名としている。

次に、情報公開推進委員会について、構成員は副議長及び所属議員4人以上を有する会派を代表する者各1名としている。なお、5月19日の本会議終了後、第1回目の委員会の開催を予定している。

次に、ICT活用推進検討委員会及び広報委員会について、構成員は所属議員4人以上を有する会派を代表する者各1名及びそれ以外の会派に所属する議員のうちから選出された議員1名としている。なお、いずれの会議も5月19日の本会議終了後、第1回目の委員会の開催を予定している。

最後に、杉並区議会会議規則第125条に規定する会議ではないが、要綱設置の会議体で杉並区議会危機管理連絡協議会があり、構成員は所属議員4人以上を有する会派を代表する者各1名及びそれ以外の会派に所属する議員のうちから選出された議員1名としている。いずれも今期も同様の構成でよいか、御確認いただければと思う。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、今の説明のとおりにするので、各会派から1名を選出していただき、5月16日火曜日までに事務局までお伝えいただければと思う。

非交渉会派からの委員等の選出については、事務局で調整をする。

《東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について》

事務局長 次に、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料8を御覧いただきたい。先ほどの臨時会の招集請求の議題にもなった、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦に係る選挙の実施通知である。

議員の任期は2年であり、前任の任期は4月30日の議員任期満了に合わせて終了している。新たな議員選挙候補者の推薦期限は6月26日となっており、5月の臨時会において候補者を決めるということによろしいか。また、議員選挙候補者を決める方法は、これまで投票で決めている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件についても、臨時会の招集請求の付議事件とする。議員選挙候補者を決める方法は、今後、代表者会議で協議していく。

《各種審議会委員等候補者の推薦依頼について》

事務局長 次に、各種審議会委員等候補者の推薦依頼について、次長から説明をお願いする。

事務局次長 資料9を御覧いただきたい。区長から、5月1日付で各種審議会委員等候補者の推薦依頼があった。

1枚おめくりいただきたい。一覧となる。今年度は昨年度からの変更点として、杉並区制施行90周年記念事業企画委員会がなくなっている点である。今年度、推薦予定の審議会等の名称、人数等は一覧のとおり15会議体、延べ59名となる。

説明は以上である。

事務局長 この件については、今後、各委員等を調整していくので、よろしく願います。

《新型コロナウイルス感染症各種対策の見直しについて》

事務局長 次に、新型コロナウイルス感染症各種対策の見直しについて、次長から説明をお願いする。

事務局次長 資料10を御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症各種対策の見直しについての資料である。本年第1回定例会時点での取組を表にまとめたものである。5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ見直されたことを契機に、これまでの取組を見直すものである。

基本的な見直しの考え方であるが、5類へ見直されたことを踏まえ、季節性インフルエンザと同様の取扱いであると考え、必要な対応を続ける。また、新型コロナを契機に様々な取組をしてきたが、議会の効率的な運営や理事者の負担軽減などに効果的と思われるものを継続する取組として残す扱いとしている。

資料を御覧いただきたい。全般的なところであるが、取りやめる内容としては、消毒液、検温器の設置、窓等の部分開放、マスク着用の奨励。なお、個人の判断でマスク着用は可能としている。

本会議、委員会の運営について取りやめる内容としては、本会議や予決特での間引き、着座のままでの発言、パーティションの設置、着席場所の柔軟化、主に2定で実施した説明員の省略などである。引き続き継続するものとしては、説明員、理事者の精査や出入り自由、発言内容の精査、重複質問を避ける、本会議の記録署名議員の日ごとの交代、議事進行の柔軟な運用、主に2定で実施の事務事業概要の説明省略、委員会におけるマイカップ持参等、第3委員会室での原則開催などである。

傍聴対応であるが、傍聴自粛の呼びかけはせず、検温を取りやめるものである。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して、これまで議員が感染した場合や濃厚接触者となった場合、杉並区議会BCP（業務継続計画）の7、感染症等に対する体制及び活動の基準において、事務局へ報告することとなっている点、さらに議会内でのクラスターの発生のおそれがある場合の区議会ホームページでの公表する点の2点について、今後は感染症法上の位置づけの見直しに伴い、報告や公表は不要とするものである。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、新型コロナウイルス感染症各種対策の見直しについては、資料のとおりとするので、会派所属議員にも御周知をお願いします。また、議員から感染者が出た場合の公表についても説明のとおりとする。

《区議会だより特集号の発行について》

事務局長 次に、区議会だより特集号の発行について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料11を御覧いただきたい。区議会だより第265号（臨時会号）の発行計画（案）である。発行予定日は6月15日。主な掲載内容は議長・副議長挨拶、議員紹介、各委員会の構成などを予定している。発行スケジュールは記載のとおりなので、御協力のほど、よろしくをお願いします。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件につきましても、御協力のほど、よろしくをお願いします。

《その他》

(1) 議員控室について

事務局長 その他であるが、まず、議員控室について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 控室は会派の人数に応じて面積の割当てをしている。今後のスケジュールであるが、臨時会までに仮配置の控室を調整し、2定会期中まで使用する。今後、臨時会から2定までの仮配置（案）とその後の本配置（案）を作成し、資料として提示する予定である。その後、2定後に基準面積に応じて配置調整を行い、壁の移動など夏に工事を予定している。今後、工事等に向けて荷物の移動など、御理解、御協力をお願いします。説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件については、引き続き協議していく。

(2) 政務活動費の支給について

事務局長 次に、政務活動費の支給について、説明をお願いします。

事務局次長 令和5年度5月、6月分の政務活動費は5月19日金曜日に支給する予定である。政務活動費に係る収支報告書等は、年度終了後の公開に向けての事務局による事前確認のため、四半期ごとに提出いただいている。今年度も変更はないが、期限を過ぎての提出が多いと事務局職員の事務量が集中し、相当な負担となっている。適切な収支報告書等の公開、職員のワーク・ライフ・バランスの観点からも、四半期ごとの提出期限の厳守の御協力をお願いします。

なお、第1回目の提出期限は7月10日月曜日となっている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

安斉幹事長 政務活動費支給ということで、1回目は、ちょっと私、口座を見てないが、希望した人は5月9日に支給されているということで、昨日入ったということでいいか。

議会法務担当係長 4月分については、4月10日、口座に16万円入金をしている。

安斉幹事長 5月分。新人。

議会法務担当係長 新人議員についても、5、6月一緒に5月19日に支給する予定である。

安斉幹事長 5月19日ですか。すみません、9日と聞こえたから。5月19日支給だね。

事務局次長 はい。令和5年度の5、6月分の政務活動費は5月19日の金曜日に支給予定

である。

安斉幹事長 分かりました。すみません、聞き漏らした。

事務局長 ほかはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 この件につきましては、御協力のほど、よろしく願います。

(3) 会派事務員・議員秘書の届出等について

事務局長 次に、会派事務員・議員秘書の届出等について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 引き続き継続の人であっても、年度ごとに会派事務員及び議員秘書の届出をお願いします。窓口は議会事務局庶務係である。また、印刷室での作業等、庁内で執務する際には、事務局が配付する会派名札の着用の徹底をお願いします。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件については、よろしく願います。

(4) 区議会ホームページの議員紹介について

事務局長 次に、区議会ホームページの議員紹介について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 区議会ホームページの議員紹介メニューに各議員の住所、電話番号、メールアドレス、個人ホームページのURLなど、議員名簿等への記載に関する届に記載いただいた内容を掲載する。顔写真については、提出いただいた写真を掲載する。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件についても御了承いただきたい。

(5) 出退表示器の点灯・消灯について

事務局長 次に、出退表示器の点灯・消灯について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 新議員説明会でも新議員に説明をするが、登庁、退庁の際には、各控室に設置の出退表示器の操作を忘れずをお願いします。理事者は、この表示器を基に議員の登庁を確認しているので、御協力のほど、よろしく願います。

あわせて、退庁時のお願いであるが、控室の施錠、消灯、また今の時期、窓を開ける

機会も増えてくるので、窓を必ず閉めるようお願いする。会派所属議員にお伝えいただければと思う。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

安斉幹事長 前期で私ども会派が割れて部屋が新しくできて、出退表示器がなかった。今後のことであるが、交渉会派は今5つ、少数会派がいっぱいあるわけで、私がちょっと思ったのは、これ、そのたびに部屋が変わって電気の配線をやったというのは大変じゃないのか。多数会派はいいにしても、どこか1か所、必ず動線があって出るところがあるので、そこに自分が来たよとか帰ったよというのを、守衛さんのところにあるが、あれ、守衛さん用になっているので、自分でもっと押せるような環境をつくってもらえれば、私はわざわざ各部屋に要らないんじゃないかなとも思う。それは、ほかの多数会派の方の意見もあるので何とも言えないが、ただ、部屋が分かれたりすると、そのときにまた、事務局の方が機械を設置して配線してというのは大変なので、そこはちょっと工夫をすることによってお金もかからないとか、いろいろメリットもあるのかなと思うので、その辺は検討していただけるとありがたいと思う。

事務局長 今の安斉幹事長の御意見に何かあるか。

庶務係長 御意見をいただいて、また、前期の際の出退表示器、数に限りがあって、配置できずに大変申し訳ない。いただいた御意見はそのような形にさせていただくが、今のところ、守衛のところにあるものを共有として使っていただけるのが一番いいのかなと思っているので、どうしても機械が古くなっていて、台数が、壊れても新しいものが用意できない中でどのような工夫ができるかということで考えさせていただきたいと思う。

以上である。

安斉幹事長 その守衛さんのところが、のぞき込んで、こうやって押さないといけない。今回、新人議員が入ってきて、よく国会なんかで初めて登院しましたと、こうやって、ぴっと押したやつを撮ったりするじゃないか。杉並区議会って、ああいうのはないのかと言われて、そういえばないなと思ったので、別に事務局とすれば、多分、その人はいのか、いないのかの確認をしたいという意味であれを設置されていると思うので、どこかまとめて1か所やっておけば、例えば入り口付近にあれば必ず入り口付近を通るので、みんなそれを押したり消したりすることでできるので、そこは少し工夫をしたほうが、一々また会派の部屋が変わったとか、どうのこうので考えると、そういうことはなくていいのかなと。そこは各会派の御意見もあるでしょうけれども、何かできる範囲で経費削減も含めて御検討いただいたほうがいいのかなと、私はちょっとそう思ったので

御意見として言わせていただいた。

山田幹事長 私も安斉幹事長に全く賛同する。会派に設置しておいてもあまり意味がないかなということを感じているので、むしろ、どちらかという動線のところに1つ置いて、みんながそれで押していくほうがいいのかなというふうに思う。

以上である。

川原口幹事長 今の守衛さんのところに置いてあるものだと、自分が押し忘れていることが分からない。だから、本当はそこを通るとき、すぐ押しやすいところにあるということが大事だと思うので、ぜひ御検討をお願いしたいと思う。

庶務係長 実際使われている皆さんの御意見をいただいて、大変参考になった。皆様が押しやすいというところと、あと、事務局の前とか控室の前は区民の方もお通りになるというところで、そこの兼ね合いを考えさせていただいて、ちょっと工夫をさせていただきたいと思う。

事務局長 ちょっと座長から。先ほど守衛のところにあるというお話で、私も二十数年ぶりに戻ってきて全く同じシステムなんだが、そこを使うというのは手を伸ばさないと駄目だし、もともとあれは守衛が巡視、確認をして、例えば既にお帰りになっているのに消し忘れた議員を見て消すということに主に使っていたと思う。あそこの最初の設置の経緯は違うと思う。今、ほとんど全ての幹事長がお考えのように、あれを共有のものだということであれば、それは配置の仕方を変えなきゃいけない。あとは担当が申し立てましたように、機器自体が古い。それと、なるべく予算をかけないでベストな形、まず、今言われたような仕組みに変えると。それをどうしたらいいかということについては、物理的な問題などを預らせていただいて事務局で検討したいと思う。よろしく願いする。

(6) クールビズの実施について

事務局長 では、次に参ります。クールビズの実施について、次長からお願いする。

事務局次長 区長部局と同様に、区議会におきましても、例年どおり5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施する。

説明は以上である。

事務局長 ただいま説明があったとおり、今年も5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施する。よろしく願いする。

本日の日程は以上であるが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 なければ、本日の代表者会議を閉会する。

(午前10時34分 閉会)